

【実践講座】資産・事業承継対策に活用する民事信託

第1回【基礎講座】

# 資産管理と承継に 信託をツールとして活用する

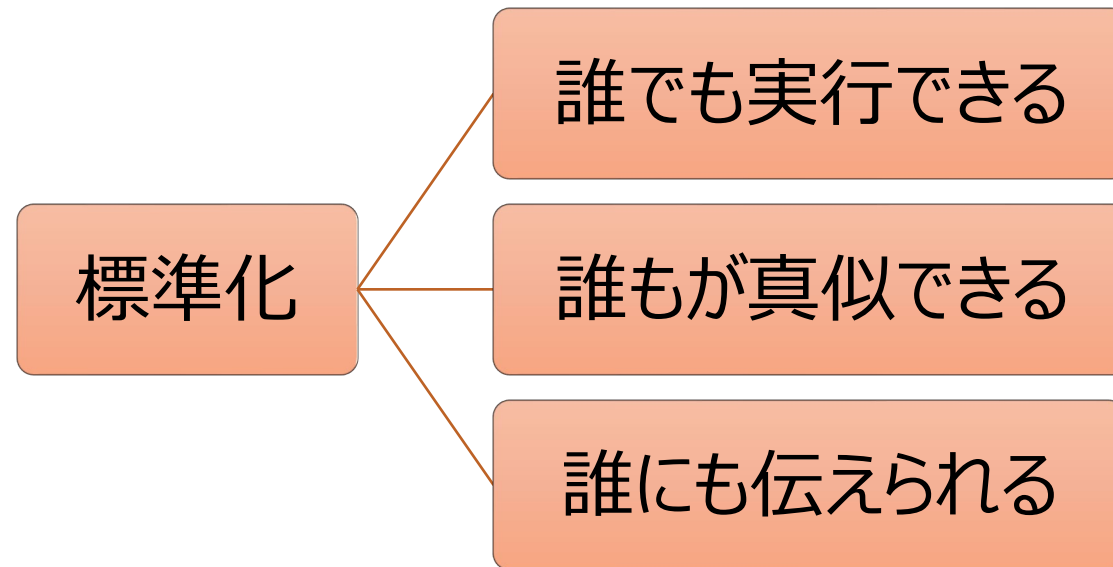
2021年2月16日

株式会社継志舎

# はじめに

資産・事業承継対策における信託のノウハウや手法を標準化

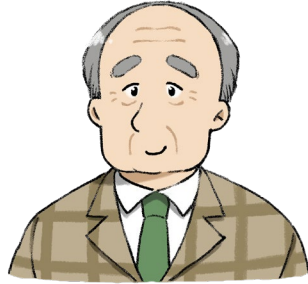
本講座を受講した方が**実務で実践できる**ようになることを目指します



# ツールとしての信託

# 信託とは

資産の**所有者**が



**信頼する人**（配偶者・子ども・後継者など）に



資産を**託す**制度



# 信託はツール

《資産管理と承継対策において大切なこと》

- 資産を所有する本人のために、資産を良い状態で維持する
- 本人の家族のために、資産を良い状態のままに引き継ぐ
- その資産について、本人が指定する者へと引継ぐ

そのために利用すると便利なツール >>>> 信託

# 信託の有効性

1. 資産が所有する本人のもとから、管理する者に移転する
2. 管理者の管理方法を契約で決められる
3. 本人のための管理なら、管理者に資産を移転しても  
管理者は課税されない（自益信託）
4. まとめて管理できる
5. 収益を複数に分けられる

# 対象となる資産

«信託が必要な資産は何か?»

**良い状態に保っておきたい資産に活用**する  
(資産の劣化を防ぐ、権利行使による維持)

\* 本講座では、資産家や会社オーナーの資産管理、承継における信託の活用をテーマとしています。

# 実務のポイント

《劣化を防ぎたい資産、権利行使が必要な資産》

- 賃貸する不動産
- 金融商品
- 自社株

} の ①所有者

この中で



② 今後の管理に不安を抱えている人

**①と②を明確にし、信託の有効性をお知らせする**



# 対象となるお客様

① 賃貸不動産、金融商品、  
自社株を所有するお客様

② 今後の資産管理に  
不安を持っているお客様

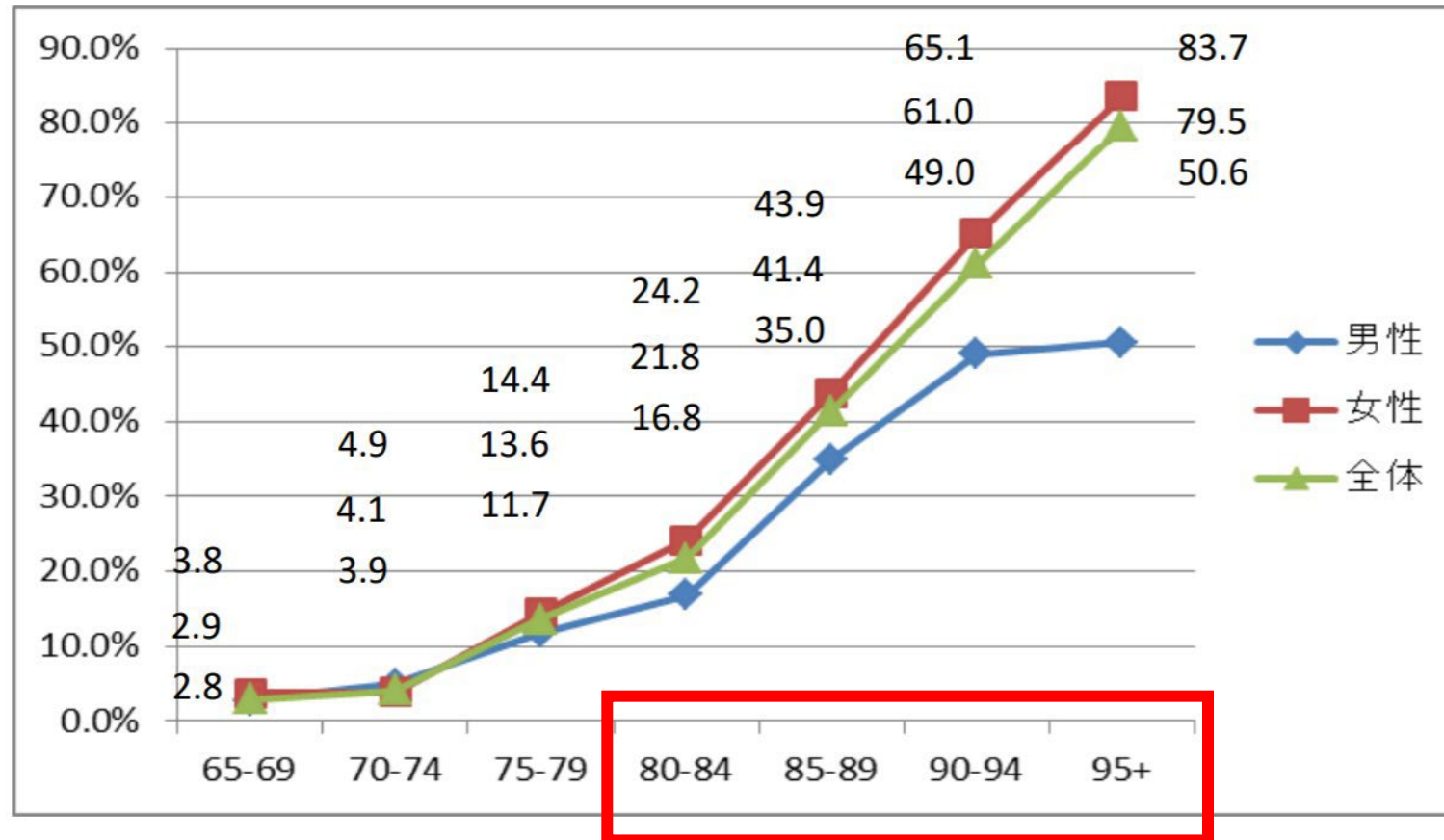
【お客様情報のリスト化 & 優先順位付け】

- 年齢（〇歳以上）で抽出
- 保有資産のリスト化
- 家族構成

信託の有効性をお知らせすべきお客様

# 【参考資料】認知症の有病率

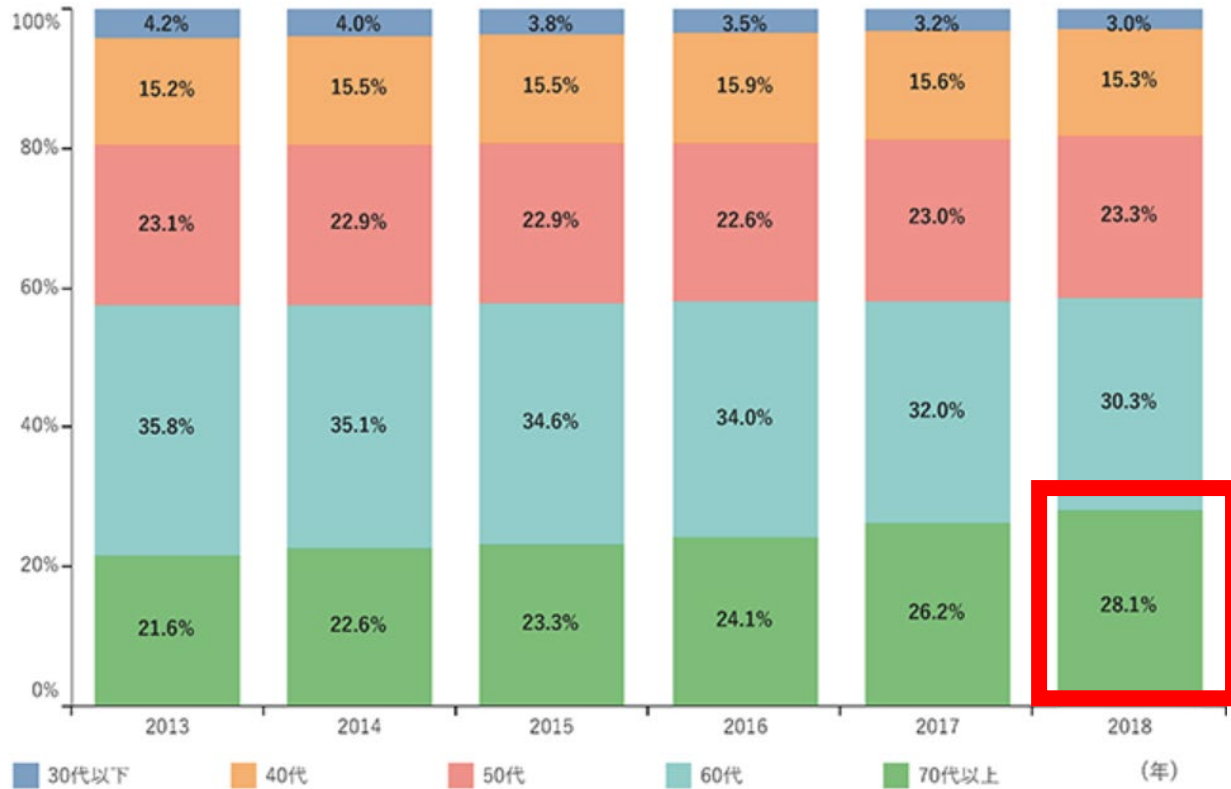
## 年齢別の認知症有病率



参考：厚生労働省中央社会保険医療協議会総会（第413回）資料

# 【参考資料】中小企業の社長の状況

社長の年齢分布



資料：(株)東京商エリサーチ「全国社長の年齢調査」

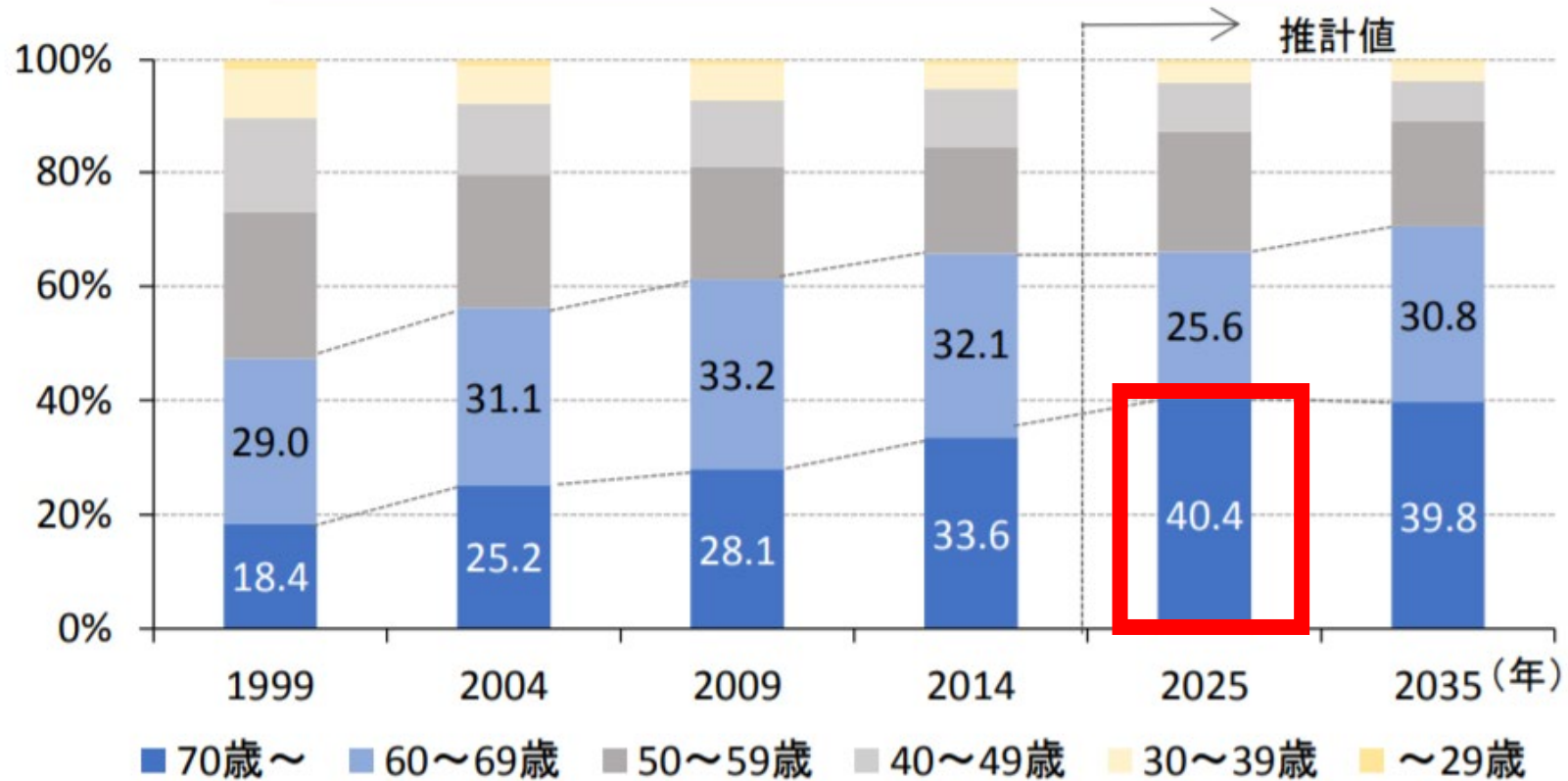
社長年齢別に見た、後継者決定状況



資料：(株)帝国データバンク「全国・後継者不在企業動向調査 (2019年)」

# 【参考資料】年齢帯ごとの金融資産の保有割合

金融資産の年齢階級別割合の推移見込み



(出典)総務省「全国消費実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(全国)」より、金融庁作成

# 実務における課題

「誰が、どのように伝えるか？」

簡単なようだが、とても難しい問題！

- 説明する資料は？
- 伝え手が信託を理解しているか？
- 伝え手の伝え方の技術は？
- お客様に切り出しづらい（遠慮）

など

# 課題の解決法

ニーズごとに  
わかりやすい説明！

- ▶ 説明は、『**仕組み**』に代替してもらい
- ▶ お客様の考えもまずは『**仕組み**』で把握する
- ▶ お客様への説明は、**継続的に！**（いつかは検討が必要となる）
- ▶ 検討の必要を感じたお客様には、**具体的に！** 検討を進める

- お客様が回答しやすい方法
- 回答のデータ化

※『仕組み』  
「信託の羅針盤 トラコム」の詳細はこちらをご覧ください →



# 資産管理と承継に関する お客様への提案

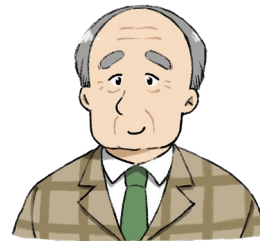
# ペルソナ（人物モデル）

## 60歳代



- ・親からの資産・事業承継
- ・親の相続対策

## 70歳代



- ・本人の相続対策（検討）
- ・事業承継の計画と実行

## 80歳代



- ・本人の資産管理対策
- ・配偶者の資産管理対策
- ・本人の相続対策（検証）



## 対処と予防

- 今、急いでやっておいた方がよい処置 【対処】  
適切な『診たて』と的確な『処置』が必要  
しかし、場合によりできることが限られる
- 今からやっておいた方がよい処置 【予防】  
将来に向けて『リスク管理』と将来への『計画』  
処置法は複数。早ければ有利に進められる

# 60歳代ペルソナの場合

## □ 今、急いでやっておいた方がよい処置【対処】

親からの資産・事業承継への対策、親の相続対策

### ① ツールとしての信託活用

- ・親の資産について、良い状態を保ち
- ・親が希望する者へその資産を承継する信託の検討
- ・納税等のため資産を処分する信託の検討

### ② 信託以外の検討

- ・遺言（遺産の分割）
- ・相続税の納税資金の準備  
（生命保険・預貯金の確認、処分してもよい資産の把握）

## □ 今からやっておいた方がよい処置【予防】

### ① 本人の資産状況の把握

### ② 相続に向けた準備

- ・親の資産についての相続シミュレーション
- ・生命保険の再検討

# 70歳代ペルソナの場合

## □ 今、急いでやっておいた方がよい処置【対処】

生命保険金が不足していないかを確認  
納税資金や遺留分対策で不足していたら生命保険の追加も

## □ 今からやっておいた方がよい処置【予防】

本人の相続対策（検討）、事業承継の計画と実行  
資産について、①相続で承継、②生前贈与を区分し、計画＆実行に着手

### ① ツールとしての信託活用

生前贈与に信託の活用を検討  
(自社株、不動産)

### ② 相続に向けた準備

- ・相続税シミュレーション
- ・納税資金の確認
- ・相続人の遺留分問題の懸念の有無を確認

# 80歳代ペルソナの場合

## □ 今、急いでやっておいた方がよい処置【対処】

本人の資産管理対策、配偶者の資産管理対策、本人の相続対策（検証）

### ① ツールとしての信託活用

- ・本人の資産について、良い状態を保ち
- ・希望する者へその資産を承継する信託の検討
- ・納税等のため資産を処分する信託の検討

### ② 信託以外の検討

- ・遺言（遺産の分割）
- ・相続税の納税資金の準備  
相続税シミュレーション  
生命保険・預貯金の確認  
処分してもよい資産の把握

### ③ 資産について家族と情報を共有

# お客様データの整備

お客様ごとに

①現状を把握し、②資産管理と承継の問題を診たて、③処置を行うためには、

お客様のデータを取得し、継続的に蓄積していく

## 1. 本人と家族（親・子・配偶者）の情報

①年齢

②本人と家族それぞれの関係性  
（仲がよい、疎遠などの情報）

## 2. 資産の情報

①不動産

固定資産税台帳

②自社株

株主名簿、純資産額、会社定款

③金融商品（預貯金も）

直近の残高明細

上記のデータをもとに、誰が、①診たて、②処方し、③処置するのか？

→各分野の専門家との連携も検討する

# 【ツール】としての信託の利用法

## □ 資産管理対策に活用する信託

- ・賃貸する不動産の管理
- ・金融商品の管理・運用
- ・自社株の議決権行使 など

\* 本講座、第 3, 5, 6, 7 回で具体的かつ詳細に説明します

## □ 資産承継対策に活用する信託

- ・不動産、金融商品、自社株の承継
- ・信託と遺言の利用について

\* 本講座、第 4, 5, 6, 7 回で具体的かつ詳細に説明します

# 本講座を受講いただいた方にワークのおすすめ

21ページで説明した  
60歳以上のお客様のデータを整備してみましよう

## 次回のポイント

本人や家族が “**①望む**”

“**②よい状態**” を維持したい “**③資産は何**”か？

その資産を本人は “**④どのように承継**”したいと思っているのか？

信託をツールとして、**①**～**③**を把握することで、

**資産管理と承継に関するビジネスが一気に拡大します**



## 次回のお知らせ

第2回【実践講座】

# 信託活用の検討から一気に広げる 資産管理と承継のビジネス

開催日：3月19日（金）16時～17時（Zoomを利用して開催します）



継志舎HP こちらよりお申込みいただけます

## ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、セミナーにおいて情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務相談、税務申告の代理、申告書作成等税務書類の作成に当たっては、本セミナーを受講いただきました方の弁護士、会計士、税理士と事前に十分にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社もしくは執筆者の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、貴社（あるいはお客様）が作成した写しは破棄されるものとします。貴社（あるいはお客様）及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和3年2月16日